

和光市議会議員政治倫理条例の改正案に関する会派意向について

無所属の会・維新

鎌田 泰春

岩澤 侑生

現在審議中の「和光市議会議員政治倫理条例」の改正案に対し、審議の内容を踏まえ、我が会派として意向は下記の通りとなります。資料の作成のほど何卒よろしくお願いいたします。

1. 第3条（政治倫理基準）：【但し書きの追加】

第3条に次の但し書きを加える。

「ただし、専ら地域の公益を図る目的で活動する地域団体（自治会等）の役員に就任し、その活動を行うこと自体は、本条に定める不正の疑惑を持たれる行為とみなさない。」

【提案の意向・理由】

議員が自治会等の地域団体で役員を務めることは、地域課題の把握や公益に資する活動であり、本来推奨されるべきものです。正当な地域活動を「不正の疑惑」と短絡的に結びつけ、萎縮させることは避けるべきです。本但し書きを明記することで、「公益活動」と「私的な利得」を明確に区別し、議員の正当な地域貢献活動を保障します。

2. 第5条（特定の団体に係る審査等の辞退）：【削除】

【対象となる条文案】

「議員は、自身が役員を務める地域団体に対し、直接的に個別の利益をもたらす議案や請願・陳情の審査においては、地方自治法第117条の趣旨に則り、除外の対象となることを自覚し慎重に行動しなければならない」

【提案の意向・理由】

地方自治法第117条において、既に利害関係者の除外規定が厳格に定められています。法に規定があるなか、本条例で重ねて独自の解釈基準を設けることは、運用の混乱や法的安定性を欠く懸念があります。これまでの議論の経過を鑑み、法遵守を大前提とした上で、本条文については取り下げさせていただきます。

3. 第8条（政治倫理審査会の設置等）：【大幅修正】

【改正案文】

第8条第2項及び第3項を次のように改める。

第8条 議会に、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる者のうちから、外部有識者5名以内をもって組織する。

- (1) 弁護士その他の法曹関係者
 - (2) 大学教授その他の地方自治に関して優れた識見を有する者
 - (3) 公認会計士、税理士その他の財務又は税務に関する専門的知識を有する者
- 3 委員は、議長が議会の同意を得て任命する。

【提案の意向・理由】

審査会の生命線は「公平性」と「中立性」にあります。議員を審査員に含めた場合、会派間のバランスや身内びいきの懸念を市民に抱かせ、審査結果の信頼性を損なう恐れがあります。よって我が会派は、議員を一切入れない、100%外部有識者のみによる構成を提案します。